

平成20年9月
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

平成20年9月16日

○出席議員 17人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	15番 水 野 正 美 君	16番 伊 丹 富 夫 君
17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君	

○欠席議員 1人

14番 八 代 一 雄 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君	都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君
農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君	観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君
福 祉 課 長 田 原 彰 君	水 道 課 長 岩 瀬 章 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君
社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君	

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君	議 事 係 長 玉 田 忠 一 君
---------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第3号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第51号 勝浦市ふるさと応援寄附条例の制定について

議案第52号 勝浦市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- 議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議案第54号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第55号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制
定について
- 議案第56号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算
- 議案第57号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第58号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計補正予算
- 議案第59号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
- 議案第60号 決算認定について
(平成19年度勝浦市一般会計歳入歳出決算)
- 議案第61号 決算認定について
(平成19年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算)
- 議案第62号 決算認定について
(平成19年度勝浦市老人保健特別会計歳入歳出決算)
- 議案第63号 決算認定について
(平成19年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算)
- 議案第64号 決算認定について
(平成19年度勝浦市水道事業会計歳入歳出決算)

第2 請願・陳情の委員会付託

- 請願第2号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願
- 請願第3号 燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願
- 陳情第6号 自主共済制度の保険業法適用見直しを求める陳情

第3 休会の件

開 議

平成20年9月16日(火) 午前10時00分開議

○議長(水野正美君) ただいま出席議員は17人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立
いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（水野正美君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第51号 勝浦市ふるさと応援寄附条例の制定についてを議題といたします。本案につきましては既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。根本 譲議員。

○3番（根本 譲君） せんだってる説明を伺いました。この勝浦市ふるさと応援寄附条例に関して、当然全国に周知するわけでありますけども、そのPR方法というのは一体どういうものなのか、これをお聞かせ願いたいと思います。

それと、その中の第2条で6つほど施策がのっておりますけども、この施策、例として言えば、たくさん集まるものと少なく集まるもの、皆さんのニーズによりますので、当然そういう差は出てくると思います。問題なのは、もしニーズに合わなくて寄附金が少なかった場合、その施策はどうするのか、それをお聞きしたいなと思います。以上2点ほどお願いいたします。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君） それではお答えいたします。PR方法ということでお話がございましたが、これにつきましては8月18日にホームページに掲載してございます。これによってPRをしていきたいということで、既に掲載をしております。

また、2点目になりますが、事業の内容はるるございます。6点ばかり掲げてございますが、少なかった場合等々出てくるかとは思いますが、基本的な考え方としましては、毎年これを取り崩して事業に充てていくという考えであります。取り崩しの時期、事業の選定、これらについては、議決された暁にはふるさと応援基金事業の選定委員会というものの設置を考えております。この中で協議していただき、選定していくという考えで今現在考えております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。根本 譲議員。

○3番（根本 譲君） ありがとうございます。今の答弁で、毎年この事業を切り崩してやっていくということで、そういう理解でよろしいんですか。例えば少ないものを大きいほうに持ってくる、そういう解釈の仕方でいいんですか。私が言いたいのは、結局、人気のない施策に対して、出てくる寄附金というのはニーズに合ったものだろうと思うのです。ないものに関しては、ほかのほうに持ってくるという答弁でありますから、なぜこちらのほうに来たのか、寄附金の説明責任というのが当然発生するだろうなど。その点で、例えばこの中で地域産業の振興及び特産品の育成、こういうものがもしなかった場合に、ここに寄附をした方がなかなかたまらないからということで崩して、ほかの施策のほうに持っていくという方法をするのであれば、この方に対しては説明責任はしなくちゃいけないだろうなと思うんですが、その点でどうなのでしょう。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君） 第2条に5点、そして6点目にその他目的達成のために市長が必要と認める事業ということで6点掲げてございます。寄附する方については、この中のどれに充てていただきたいということで寄附を申し込まれるということになりますので、これ以外に使うということは考えてはないわけであります。この中の当てはまる事業について、あるいは少ないかもしれないけれども、それは充当して、それに使っていくという考えであります。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号は総務常任委員会へ付託いたします。

○議長（水野正美君） 次に、議案第52号 勝浦市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第53号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第54号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 議案第52号、地縁団体の印鑑登録云々なんですけど、勝浦では勝浦区とか墨名区とか、それが法人化して、それが対応する団体だと思うんだが、今回の提起について、もう一度改めて、どういう違いが条例改正で出てくるのか、その点だけでいいですが、補足説明的にお願いします。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） それでは、議案第52号の認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の関係でお答えをいたします。今回の条例改正につきましては、基本的には公益法人制度改革三法と言われます法律が3本大きく改正されております。1つが、一般社団法人及び一般財団法人に関する規則、2本目が公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する規則で、3番目が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に関係する法律の整備に関する法律、いわゆる公益の3法が大きく改正されるというふうに言われております。

この中で今回の地縁団体関係につきましましては、3本目に申しあげました整備に関する法律の改正であります。今回、整備関係の整備法の119条の規定によります地方自治法の改正では、認可地縁団体に係る規定が改められたところであります。改正前の自治法におきましては、地縁団体に係る規定については自治法の260条の2で規定されておりましたが、自治法の15項におきまして民法の規定の多くが認可団体に充用されておまして、今回の改正で民法のこれらの規定が削られたために、地方自治法におきます認可団体の規定については、今回の整備法に伴う改正が必要になったために、今回、内容の改正をお願いしたものであります。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第52号ないし議案第54号は総務常任委員会へ付託いたします。

○議長（水野正美君） 次に、議案第55号 小高御代福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 今回、額的にも、新聞報道なんかされてるように、小高芳男氏から勝浦市に対する1億円の寄附と。鴨川市、木更津市と報道にはされていますが、予算的にも額も増えているというふうに、ここで基金が1億4,300万円から2億4,300万円というふうに出てるわけですけど、そういうふうに改めるわけですけど、お聞きしたいのは、たしか小高御代福祉基金、小高さんの弟さんと奥さんと3本ぐらいの基金があったように私は理解しているんですが、違っていたら訂正していただきたいんだが、そのほかに石井時計屋のおじいちゃんの、かつて一番早く基金を積み上げた石井基金がありましたね。これらの福祉的な基金の予算決算見ればわかるんですけど、改めてここでお聞きしておきたいのは、それぞれの額が現時点でどれだけの基金の総額になっているのか。かつては金利が結構高かったんで、その金利で運用されていたわけですが、ついでに教育委員会関係のふるさと創成の例の1億円基金、いろいろ条例改正してほかにも使うこともできる云々ということも条例改正したんだが、いずれにしても、その基金の運用益というか、つまり金利がかつてと比べると超低金利の中で、本当にスズメの涙ほどの金利しか上がってこないということが実態としてあるんですけど、改めてそれぞれの基金が年間どれだけの金利を生んでいるのかということとをまずお聞かせいただきたいのと、同時に、それぞれの基金の支出目的があるわけで、その施策展開上、超低金利の中で、金利だけではとても運用できなくなってしまう事態になって、一般会計から逆に繰り入れながら基金そのものを取り崩さないということであるならば、一般会計からの繰り入れによって事業施策を展開せざるを得ないという現実が起こってきた時期もあるわけですけど、現時点ではそれがどういうふうにかこの基金がそれぞれ運用されているのか、その点について、平成19年度で1年間の例で結構ですけど、お願いをしたい。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。最初に、田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君） 福祉関連の基金の関係でございますが、福祉関係の基金につきましては、先ほどご指摘のありました石井久雄福祉基金、それと今回、議案に上程してございます小高御代福祉基金、小高朋子福祉基金、君塚和福祉基金、小高昌伸福祉基金というような基金がございます。これについては、確かに果実型といいますか、利子を事業に充てるという形態でやってまいりました。しかし、ご承知のとおり、昨今の金利低下ということで、この運用益のみでは事業展開が非常に難しいというのはご指摘のとおりでございます。この小高福祉基金を初め、各福祉基金につきましては、今後、この原資を使用しての事業展開もやむを得ないかというような状況でございます。

それぞれの基金額でございますが、石井久雄福祉基金につきましては、現在487万6,253円、小高御代福祉基金につきましては、今回の1億円は別といたしまして、1億4,874万1,969円、小高朋子福祉基金につきましては910万196円、君塚和福祉基金につきましては653万515円、小高昌伸福祉基金につきましては910万670円という数字となっております。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、岩瀬会計課長。

○会計課長（岩瀬 武君） お答えいたします。平成19年度の運用益でございますが、基金の運用につきましては、ペイオフの関係から各金融機関1,000万円までの元金と利息の補償される定期預金と決済用預金を基本に取り扱っております。

まず、小高御代福祉基金につきましては、定期の1年ものの運用でやっております。基金の利息につきましては、昨年度は55万1,382円ということになっています。その他の財政調整基金につきましては決済預金、減債基金も同様でございます。人材育成基金につきましては、昨年度、半年間で年利0.3%の定期預金で、利息につきましては3万410円でございます。

次に、中山間ふるさと保全対策基金につきましては、1年もの定期預金で年利0.4%、4万円の利息であり、福祉基金につきましては半年間で年利0.3%の運用を行っており、4万5,616円の利息が発生しております。

福祉関係につきましては、ただいま福祉課長が申し上げたとおりでございます。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、渡辺社会教育課長。

○社会教育課長（渡辺恵一君） お答えいたします。人材育成基金でございますが、今現在の残高が5,020万8,314円でございます。主な事業でございますが、平成14年度に国宝重文を訪ねてとか、女性セミナーとかいう講演会をやりまして、それ以後は未実施でございます。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 聞いたのは、基金での運用益云々というのは、要するに福祉基金があつて、その福祉施策をそれをもとにやっているだろうと。人材育成だって、それをもとにして人材育成事業やっているだろうと。それは本来、金利で施策展開をやっていたのが、超低金利になって、とてもそれでは運用できないと。だから、もと銭を取り崩してやらざるを得ないだろうと、そういう状況もかつて出たと。それに対して条例改正もやったということで、平成19年度実績でどうなっているんだと。福祉課長は、平成19年度にかかわらず、施策をこのまま展開する上では、今後は取り崩していかざるを得ないと。では見通しはどうなんだということが知りたいわけですよ。だから、平成19年度1年間のそれぞれの基金が、支出した額がどうなんだと。それはどういう福祉施策やどういう人材育成事業に支出されたんだと。このままいって、やがては全部取り崩して基金がゼロになるのかと、そういうことで執行部としてはこの基金を運用していこうとしているのか。1億円積み上げを今回提案されたけれども、将来的にはこのまま超低金利が続くならば、そうせざるを得ないと。それでも福祉施策や人材育成施策はレベルを落とさずにやっていくという考え方なのかどうか、それが聞きたいわけです。そんな財政調整基金の運用益なんか、そんなこと全然聞いてない。質問の仕方も悪いかもしれないけれども、どういう質問なのかというのをきちっと聞いてくださいよ。こっちは真剣勝負でやっているんだから、議会というのは。執行部も真剣勝負でやってきてもらわないと困る。お願いします。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。最初に、田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君） お答え申し上げます。平成19年度ということでございますが、確かに、今、議員おっしゃるように、現在、この基金で運用しておるわけでございます。

まず、石井久雄福祉基金につきましては、平成19年度につきましては重度心身障害児10名、あるいは交通遺児3名ということで予算を執行されております。約32万5,000円というような規模でございます。

それと小高御代福祉手当等、あるいは祝い金に対して、この小高御代福祉基金が充当されておるわけですが、平成19年度につきましては、ご承知のとおり、身体障害者手帳及び養育手帳交付予定者に対する1万円の支援ということと、小学校から高校に入学する際の祝い金としまして執行しているわけですが、合わせて約99万円というような状況でございます。

小高昌伸、小高朋子福祉手当、この両者の福祉基金については、寝たきり老人等に関する経費支出ということでございます。平成19年度には約45人ということでございます。

そのような数字でございますが、今後、このまま低金利が続くという中で、この制度をなおかつ維持していくという方向性でまいりたいというふうに思いますが、この経費につきましては、その原資をどこに求めるかということが非常に大切なことだろうと思います。したがって、現在の基金の原資をいかにうまく活用するかということは十分検討していかなければならないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、渡辺社会教育課長。

○社会教育課長（渡辺恵一君） お答えいたします。平成19年度については人材育成基金を取り崩しまして5,000万円については文化会館の建設基金へ運用しております。事業につきましては、今まで、平成14年度まではその運用益で事業を実施しておりましたが、今、運用益が出ない状態のまま、うちのほうはその事業を引き続き実施しております。どういう事業かと申しますと、まず国宝重文を訪ねてとか、アルファコンサートというような事業は現在も運用益でなく、事業費を求めて実施しているところでございます。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑ありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 平成19年度では、原資を崩して運用したのかしないのかと聞いてるんですよ。教育委員会もそうなんです。5,000万円を市民会館建設基金に組み入れたのは、賛否はあっても議会で認めたんだから、それはそれとしていいんだけど、今やっている施策はそのまま続けたいと。教育委員会も市長部局も言っているんだが、平成19年度では、だって小高御代の基金ですら50万円余りの金利しかつかないんでしょう。金利じゃやりようがないでしょう。だから、平成19年度では一般会計の財源を使ってやったのかやらないのかと聞いてるんです。財源を一般財源から繰り入れて、今、福祉課長は悪く言えば巧妙な答弁したけれども、端的に言えばどっちにするんだ。基金取り崩して運用していくのか、あるいは基金はそのまま取り崩さずに、ほんのちょぼちょぼしか上がらない金利と一般会計なりその他の財源を求めてやっていくのか、どっちなのかというのを端的に聞きたい。水準も落とさないというのもそうなのか。このことは担当課だけの問題ではないと私は思うので、勝浦市政における藤平市政の姿勢の問題だと思いますから、福祉なり、人材育成なりの効果と水準は落とさないまま、たとえ超低金利が続こうと、それが復活するまでは財源を一般財源なり、それしかないと思うんですけど、そういうのに求めて水準を落とさずにやっていく構えがあるのかどうか、最後ですから、その点についてもお聞きしておきたい。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 元金の取り崩しについては、既に数年前、それぞれの方たちの承諾を得て、条例も改正してあります。現在の予算編成総枠が年々厳しくなっている。市民の要望は非常に高く、バリエティーになっている。それを維持するために、そして水準を落とさないためには、今回の寄附金もでございますけれども、元金取り崩しもやむを得ないと考えます。そうすることによ

って、福祉政策を維持し、市民生活に支障のないような対策を講じていくというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君） 行政側をお願いいたしますが、議員の質問に的確にお答えいただきたいということと、今、児安議員が質問している中身については、現在どのくらいの基金があつて、どういう事業にどのくらいの取り崩しが行われて、利子はどのくらいあったのか。その辺についてきちっと整理をした表を教育民生常任委員会までにご提出願いたいと思います。よろしいですか。お願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第55号は教育民生常任委員会へ付託いたします。

○議長（水野正美君） 次に、議案第56号 平成20年度勝浦市一般会計補正予算、議案第57号 平成20年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第58号 平成20年度勝浦市老人保健特別会計補正予算、議案第59号 平成20年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上4件を一括議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明並びに補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては、議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。根本 議員。

○3番（根本 譲君） 議案第56号、ページ数で言いますと23ページ、地デジ放送対応化工事で390万円、もう一点が29ページ、勝浦市生ごみ処理容器等購入費補助金について伺います。

まず、地デジ対応ということで初日の説明で、要は勝浦市役所ができて、電波障害がある地域に関してテレビ塔をつけて、今回、デジタル化対応工事ということで私は理解しております。

私が聞きたいのは、ここだと大体梨ノ木台から一角周辺なのかなと思っておりますが、このデジタル化に伴う共同アンテナでテレビ受信している方がいらっしゃいます。また、私、この間見に行ったのですが、大沢の山のとっぺんにテレビ塔があります。ああいったものは、大沢のとっぺんにあるテレビ塔は日本放送協会が持ち主みたい看板に書いてありましたけれども、共同アンテナに関して、これは市民個人で負担するべきなのか、また、市のほうで幾らか助成は必要なのかなと私は考えているんですが、その点、どうお考えなのかお聞きしたいなと思います。

この生ごみ処理機に関して、この関連なんですが、市長、副市長、所長の説明を受けて、市民の皆さん、分別を一生懸命やっていただいて、廃プラスチック等はかなり大量な量が出ております。これは私も分別一生懸命やろうかと思って、いろいろやりながらやってるわけですけども、こういうものは2年、また3年、4年たちますと、当然、だんだん意識が薄れてくるものじゃないのかなと、私はそう理解するんですが、そういう意識向上をこのままずっと計上していくためには、集配のカレンダーを見ますと、廃プラスチックが2週間に1回という形で来ておりますが、皆さんも当然、分別やっているかと思いますが、廃プラスチックに関しては2週間に1回では

よっと長過ぎるんじゃないのかなと。もう少しまめというか、もう少し期間を短くやったほうが、これは市民がそういうふうに関心するようになったので、この点、どうなのか伺いたいたと思いますので、この2点ほどお願いいたします。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。最初に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） テレビの共同受信施設に関連した地デジの関係でありますけれども、2011年7月から地デジ放送が本格的に開始されます。現在、それぞれの対応をしているわけですが、共同アンテナで対応している部分が市内に幾つかありますけれども、既に説明会等を設けております。各組合ごとに状況が違いますが、本年の12月にこの地域に試験電波が発せられるというふうに伺っております。試験電波の状況に応じまして、各地域の状況が違いますので、それによって対応しようというふうに考えております。なお、補助金に関係ありますが、現在、補助金につきましては一部補助されるというふうに聞いておりますので、今後、具体的な状況に応じて各組合、市側であれば総務課を中心に各共同アンテナ組合等を含めて協議を重ねていきたいというふうに考えています。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、黒川清掃センター所長。

○清掃センター所長（黒川義治君） それでは、1点目の生ごみ処理機の補助金について申し上げます。生ごみ処理機の補助金につきましては、当初、前年度実績並みにコンポスト容器5基、EM生ごみ処理機3基、機械式処理機10基ということで予定をしたところですが、ごみ有料化の関係で住民説明会等を実施し、また本年度、補助金交付要綱の改正をいたしまして、機械式処理生ごみ処理機につきましては限度額を2万円から3万円に引き上げたということもありまして、8月末現在で既に予定しました、主に機械式生ごみ処理機10基予定分を16基上回る26基の申し込みがあります。こうしたことから、今後、さらに残り7カ月間の申し込み期間を考慮しまして追加を36基するというので、今回、このような補正になったところでございます。この結果につきましては、住民の方がごみ減量化に努力していただいているというふうに受けとめております。

続きまして、容器包装プラスチックの収集回数についてでございますが、この収集回数月2回という回数につきましては、初めての取り組みでありますことから、清掃センターの職員何名かで実際に自宅において実施した結果、45リットルの大きい袋で月2回、何とか間に合うだろうということで、経費の都合もありますので、最低限の収集回数として実施させていただいております。4月から実施いたしまして、5月、6月と住民の皆さん、熱心に分別させていただきまして、ばちばちと清掃センターのほうにも収集回数が足りないのではないかという問い合わせが出てきております。

こうしたことを踏まえまして、現行では収集回数、カレンダー等の変更の関係から収集回数を変更することが不可能でありますので、新年度に向けて検討しているところでございます。この収集回数につきましても、住民の意見を聞くために、現在、アンケート調査を無作為に500世帯実施しておりまして、9月12日が締め切りとなっておりますので、現在のところ250を超える、半数を超える回答がされておるようでございます。この中に収集回数等についても伺っておりますので、こうした意見等を踏まえ、また実際、今後の問い合わせ等を含めた中で増やすことも視野に入れて検討していきたいというふうに思います。

現在のところは、広報等を通じまして業者からの情報もありまして、詰め方が緩いというよう

なこともありますので、そういったことをお知らせして周知していただいて、努力していただければというふうに考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 今出ているのに関連なんです、29ページの廃プラの運搬処理業務手数料が852万8,000円追加計上されているわけですが、当初の見込みよりかなり多く出てきたと思うんですが、現在は廃プラスチックがどの程度、量的に集まってきているのかということをお聞きしたいのが1つ。

もう一つは、よその自治体では廃プラスチック、分別したのはいいけれども、処理運搬についてお金がかかってしょうがないと。分別して集めても、こそと燃しちゃえというのがあるわけですけど、勝浦はそういうことはしないと。分別をさらに再分別やる上でも、市民に対してきっちと約束しながら、結果としてこういうふうに処理手数料が850万円余りも計上せざるを得ないんだが、しかし、大きな地球的規模というか、そういう観点からすれば、廃プラスチックをきっちと、ここでいいかげんに燃しちゃわないということは、コストは高くつくけれども、こういうやり方というのは正しいだろうと。そういう意味で勝浦市のごみ処理行政を評価しているわけですけど、こういう姿勢は今後とももっともって分別徹底し、市民の意識がさらに高揚していった場合に、さらに増えるだろうということは予測できるわけですけど、今の処理のやり方の姿勢は崩さずにやっていくつもりなのかどうか、この点について伺っておきたいというふうに思います。

国保の関係でお聞きしたいんだが、国保会計における後期高齢者医療の支援分については、当初の見込みであのような数字で計上されていたんだが、4月から始まって4、5、6、7、8、9と約6カ月を過ぎる中で、勝浦市の支援分としてはどの程度で落ち着くという見通しが、4月といっても現実にはもっと前の年末ぐらいに見通した数だと思うんだが、現時点に立ってどのような見込みを持っておられるのか、これについてお答えをいただきたい。

基金ですね。基金に積立金の繰り入れなんかがあるわけですけど、現在の繰越金の残高、今度、補正で繰越金を歳入として前年度繰越金入れています、それが全部吐き出しなのか、あるいは入れてなお残高がどの程度あるのか、これについてもお聞きをしておきたいというふうに思います。

順序が前後しまして申しわけないんですが、教育費、37ページの、これは一般質問でやったから、その他の部分については削りますけど、1点だけ1,630万円の業務委託料が出ておりますが、この業務委託の仕方はどういうふうにするのかということを改めてまたお聞きしておきたいわけですけど、設計業務を委託するわけなんだが、設計業務についての発注については、どういう方式をとってやろうとしているのかということをお聞きしておきたいのと、勝浦中の耐震補強について、どの程度の目算をしているのか。つまり、耐震補強でどの程度のお金がかかろうとしているのか。

大規模改修と言ってるけれども、大規模改修なんだからかなり大規模に改修するんだと思うんだが、どういうところをどういうふうに変更して、それがどの程度のお金がかかろうとしているのか。

そうなってくると、3億円前後のお金がかかるんじゃないかというふうに見てるんだが、執行部にその辺は今日初めてお聞きするんで、わかりませんが、私の想像としては、そのくらいはどうしたってかかるだろうと見てるんだが、あるいはそれ以上飛躍的にかかるのかかからないのか、

その点についてお聞きしておきます。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。最初に、黒川清掃センター所長。

○清掃センター所長（黒川義治君） それでは、1点目の廃プラスチック類の排出量の関係についてお答えを申し上げます。廃プラスチックの収集につきましては初めての試みでありますので、当初のもくろみとしましては、統計数字等を参考に月当たり排出量8トン程度というふうに見込んでおりました。これが実施してから4月、5月、6月、7月の数字を申し上げますと、4月で9.6トン、5月で21.5トン、6月で17.6トン、7月で18.5トン、8月で22.2トンというように増えてきております。このように、当初のもくろみの倍以上も増えてきたということで、今回の補正となったわけでございます。

続きまして、2点目ですが、現在、廃プラスチック類、確かに他市町村では焼却したほうが安いということで、当初の分別から焼却に回しているということも伺っておりますが、有料化等を含めた住民説明会の中で、当市の焼却施設が非常に老朽化しているという前提で、焼却施設の延命化、そのために焼却量を減らす。また、地球的規模の関係からプラスチック類を資源に回すという前提で取り組んできておりますので、今後もこの姿勢については変える考えはございません。

また、今回、今年初めての分別ということですので、分別の程度等もわかりませんので、現在、勝浦市のプラスチック類の分別がどの程度なのか、現在、処理委託している業者に分析をお願いしているところでございまして、その分析結果を踏まえて、今後、よいものであれば、さらに安い処理費等のところに回すことも可能でありますので、経費の節減にはそういった方向に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。まず、後期高齢者支援金でございますけれども、後期高齢者支援金につきましては、当初で約3億円の予算を計上させていただきました。この6月補正におきまして減額を行いまして、2億9,415万2,000円が本年度におきます概算払いという形になります。したがって、2年後に精算があつて確定するという形で考えております。

次に、繰越金の残高でございますけれども、決算的には2億5,628万5,934円ということで数字が出ておりますが、8,000万円ほど基金のほうに6月1日付で歳計剰余金処分をしております。当初予算、また今回の補正予算におきまして、財源の充当をしておりますので、現在の繰越金残高が1億620万3,934円でございます。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺宗七君） お答え申し上げます。1点目でございます。勝浦中学校の校舎耐震補強及び大規模改修設計業務委託料ということで1,630万円計上してありますが、これにつきましては耐震補強の設計委託、大規模改修ということで、老朽ということで、その設計関係で、合わせてこの額になっております。これにつきましては、入札の方法で考えているということでございますが、これについては計画ができました後、県の耐震判定の協議会がありまして、そこに判定も含めての委託という形で考えております。

2点目ですが、勝浦中の改修の程度といいますか、補強の程度についてですが、補強につきましては、前に耐震診断やりまして、一応、それにつきましてはの計画といいますか、耐震補強計画がある程度でき上がっておりますのですが、これにつきましてはブレスとか袖壁、ある程度柱を補強したり、そういうことも含めての耐震補強の工事が約1億900万円ほどと今考えております。

大規模改修につきましては、床等、結構老朽化しておりまして、基本的には床とか天井とか廊下等も含めて、必要な箇所をもう一度、業者等に見ていただきまして、改修していくということで、これについては1億6,800万円ほどの予算といいますか、費用を考えております。

さらに、工事監理業務委託料、今日上がっております補強設計委託料ということで、合計で2億9,800万円程度のものということで考えております。

なお、耐震補強については、新しい工法等もありますので、その辺については、また業者決まった後に、るる学校等の意見を伺いながら進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 今のもう一度。入札というのは、一般競争入札なのか指名競争入札なのか、その辺お聞きしたいのと、今、最後に言っていた耐震補強については、また新しい方法もありますので、業者が決まってから、その辺を考えていきたいと言っている新しい方法というのは何なんですか。それはどういうことを意味して答弁されたのか。新しい方法があつて、そのほうが経費的にも強度的にも優れているんなら、業者決まってからじゃなくたって、今だってそれを選ぶのが妥当だと思うんだけど、その点について。

さっき前段者から出ていた3年後の地デジ放送なんですけど、私もこれはいつの機会かお聞きしようと思っていたのですが、さっき答弁があつたので重複しちゃうんだけど、市内で既にアナログでやっているところでも難聴地域、勝浦市内でも幾つかの共同受信というのをやっているんだが、それはNHKから補助金出しながらやっているんだが、事ほどさように、デジタル化しても一定のNHKの補助というのは見込みが立つのかどうか。それは行政がかなりそういう点ではかみ込んでもらって、その地域の管理組合みたいのをみんな持ってやっているんだが、それとのやりとりなんかには便宜を行政として計らっていくというふうな趣旨で答弁があつたと思うんだが、引き続きその点は、今から難聴地域についてはやってもらうということで確認していいのかどうか、それが1つ。

もう一つは、これは御宿での例なんですけど、御宿台などは共同聴取にしてもデジタル化しても難聴だと。これが今、大問題になっておりまして、NHKでは、はっきり言えば、そっぽ向いていると。とてもじゃないけど、そこまでやったらお金かかり過ぎて、NHKとしてはできないというのが現時点での水準なんです。

調べてみると、執行部はもう既につかんでると思うんだが、勝浦市でも今の水準、技術水準というか、お金をうんと際限もなくかければ見えるかもしれないけど、どうやっても見えない地域が勝浦でも、特に上野地域の奥のほうにあるというのをご存じだと思います。ご存じでなければ、その地域があるというのはNHKで全部つかんでますので、その点を今後、この3年間の間にどう解決していったらいいのかというのが全国的にもあるらしくて、これが一つの大問題になっていると。

衛星放送だけは別に関係ないけども、そうでない普通のものでデジタル化した場合に、それがネックがある点について、その辺も含めて、今後、対策を立てていく必要があるだろうと思うんだが、お答えをいただきたい。以上です。

○議長（水野正美君） 11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。最初に、渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺宗七君） 先ほどの議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、入札の方法につきましては、指名競争入札を予定しております。

2点目の新しい工法につきましては、ことなんでしょうございますが、これにつきましては新しい方法があるということを聞いておりますが、恐縮ですが、具体的なことについては把握しておりません。業者が決まりましたら、よく相談しながら、こういう方法で進めていけるように努力していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） それでは、地デジの関係に関連しまして、2点お答えいたします。

まず、現在、テレビ共同アンテナ組合、市内には19組合あるというふうに伺っております。先ほど申しましたように、既に説明会等を行っておりますが、NHK、民放、あわせて対応がそれぞれ一部異なりますので、今年の12月に市内に試験電波を発するということから、その状況を踏まえて各組合と個々に協議をする必要があるというふうに考えております。窓口につきましては、当然、総務課のほうで間に入りまして、それぞれ組合の状況等を踏まえて、今後に対応をしていきたいというふうに考えております。

2点目の、確かに個人の家のテレビでも見にくいところが一部あるというふうに伺っております。今後、先ほど申しました試験放送を踏まえて、その状況も確認する必要があると思いますが、個人の家につきましては、今のテレビのままで基本的にはチューナーが必要になるというふうに考えております。地デジ対応のテレビとそれ以外のテレビでもチューナーがあれば見れるわけですので、今後、それぞれの状況を踏まえて対応していく必要があると思っておりますので、それらにつきましても、一応、窓口は総務課で対応しなければいけないというふうに考えております。

なお、最近の状況ですと、生保世帯等につきましては、来年度の予算等で一部補助というふうなことも聞いておりますので、それらの情報を確認した上で市内全域の対応を基本的には考えていく必要があるというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。黒川民雄議員。

○17番（黒川民雄君） 議案第56号で、ページ数は23ページから7項目にわたりまして、今回、アスベストの調査委託料が計上されています。これを見ますと、庁舎、クリーンセンター、市民会館、中央公民館、集会所3カ所、小学校は3校、そして勝浦中学校の柔剣道場というふうに12カ所になっているわけですが、アスベストの危険性につきましては既にご承知のとおりだと思いますけれども、今回、初日の説明では6種類というふうになったと。前回は、当初、アスベストの危険性が示されたときには3種類だったと思いますけれども、種類が増えたのは高度化されたからかなというふうには感じてますけれども、これはどのような場所なのか。特に小学校4校につきまして何カ所か示されてます。いずれも計上されているところが、市民の集う場所、特に子供たちの健康、安全を踏まえて、豊浜小、興津小、上野小、清海小というふうに4校合わせて6カ所になってますけれども、どのような場所をどのような調査するのかということをお伺いした

いと思います。

あわせて、37ページの小学校費で小学校管理費、備品購入費ですけれども、郁文小学校のジャングルジム1基78万円という計上がありますが、これは既存のものがあって交換するものかということをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺宗七君） お答え申し上げます。小学校4校の調査箇所について申し上げます。豊浜小学校が1階の更衣室の壁でございます。興津小学校が1、2階の階段の裏、ポンプ室の天井、上野小学校が階段の裏と3階の機械室、屋外倉庫、そしてトイレの天井です。清海小学校は、3階の機械室ということでございます。

2点目のジャングルジムにつきましては、いろいろ学校で安全点検をした結果、子供たちに危険があるということで、既存のものを壊しまして新設するということで考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。黒川民雄議員。

○17番（黒川民雄君） どうもありがとうございました。小学校のアスベスト調査ですが、これは全く新しい場所を検査するのか、それとも今まで既に施行済み、処理はされてるわけですよね。その場所をもう一度調査するのか。増えたからということで、もう一度同じ場所をやるのか、それともそういう検査の対象箇所が増えたのか、いずれにしろ、子供たちを初め体に影響が多くあると思いますので、そこのところ、もう一度教えていただきたい。

それと、この6種類、どのような影響があるのか。さらに悪影響があるということですから増えたんだと思うんですけども、そこのところ、もしわかるようでしたら、教えていただきたいです。

小学校のジャングルジムは既存のものがあって、老朽化が進んだから交換するんだという理解でいいのかと思うんですけども、そもそもジャングルジム事態が危険な遊具というふうな認識も全国的にされてきている。特に小学校低学年などについては、事故が全国的にもまれに見られるというような状況も踏まえて、その安全性についてはどのような配慮をされているかということをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺宗七君） お答え申し上げます。まず、アスベストの調査ということで4校ということですが、これにつきましては以前、アスベストの調査3種類もしたところについて、同じところをもう一度行うということでございます。

2点目のジャングルジムの安全性ということでございますが、これにつきましては子供たち、ふだんから安全指導ということで、先生方が遊び方につきましては丁寧に指導しておりますし、ふだんの休み時間等も担任を中心に指導しております。それにつきまして十分配慮していきながら扱っていきいたいというふうに考えております。

アスベストにつきまして抜けましたので、引き続きお答えさせていただきます。アスベストの有害性ということで、これについてはじん肺の一種でせき等の症状を認め、重症化すると呼吸機能が低下するおそれがありますということで、石綿肺といいますか、そう一般的に言っているものでございます。

肺がん、これについては肺にできる悪性の腫瘍でございます。先ほど申し上げましたように、

肺のほうが重症化してきますと、肺がんに進むということでございます。

胸膜、腹膜等の中皮腫、これもがんの一種でございますが、それにつきまして影響が出てくるということでございます。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。黒川民雄議員。

○17番（黒川民雄君） 教育課長、ありがとうございます。最後に1点、確認したいんですけども、同じところと言われたんですけども、既に処理されてるところをもう一回はがすとか、そういうことをしてやられるということですか。そこのところを確認したいんですけども。私のとらえ方とすれば、増えたので、今まで該当じゃなかったところまで範囲を広げて調査をするんだよという考え方かなと思ったんですね。今までのところは、もう既に施行されていて、手ではさわれないとか、飛散しないような状態になってるところを、また壊してもう一回やるんですか。

同じところというふうに課長言われたんですけども、そこのところを最後に確認をさせていただきたいと思います。

それと、いずれにしろ、体に非常に悪いということをよく私も認識しておりますので、早急に子供たちに健康な教育の場を提供していただきたいのを要望して終わります。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） お答え申し上げます。平成18年1月に調査いたしました場所を再度、同じ方法で実施いたします。当時、まだ検査方法では3種類のアスベストの種類しか検出できなかったということでございまして、平成18年3月に法改正がございまして、その後に新たに3種類のアスベストが検出される検査方法が見つかったということで、今回、同じところで前の3種類と今回、新たに3種類追加された計6種類について検査しようということでございます。

これは、国、県、検査の期限については設定されておられませんけども、不特定多数の児童生徒、市民の皆さんが多く集まるような場所でございますので、また被害があつては困りますので、なるべく早急に対応したいというふうな考え方で各課と協議いたしまして、今議会に補正予算を計上したところでございます。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第56号は総務常任委員会へ、議案第57号ないし議案第59号は教育民生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

○議長（水野正美君） 次に、議案第60号ないし議案第64号、以上5件を一括議題といたします。

本案はいずれも決算認定についてでありまして、既に提案理由の説明並びに当該決算審査意見の報告も終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 私は、あくまでも予定ですけども、決算委員に選任される予定ですので、細かいところはそちらに譲りまして、基本的な点について一、二、お尋ねをしておきたいという

ふうに思います。

勝浦市の監査委員会の委員の一般会計、特別会計の歳入歳出決算審査意見書に基づいて、まず第1点、お尋ねをしておきます。37ページですが、この結びを見させていただきますと、現在における国の経済状況が語られて、経済状況が勝浦市に与える影響は、個人消費の低迷だとか人口の減少だとか少子高齢化、あるいは長引く景気低迷、依然として勝浦市の財政を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあると。きわめつきの状況が分析されています。

そういう中で、いろんなイベントその他を評価しながら、下のほうの12行目ぐらいから市税の問題が提起されています。市税については、収入額は予算額の100.5%、収納の調定に対しては80.8%で、前年度に比べて3.7ポイント増加して、収入未済額は5億1,971万4,745円で、前年対比で22万1,135円減少した云々と、こういうふうに来てるんですが、この未収金もこう言われているんだが、結論的に、いろんなこういう歳入だとかその他を踏まえて、次のページで勝浦市の行政改革大綱2005だとか、勝浦市の財政健全化計画など、着実な推進を図る必要があることから、事務事業の見直しや行政効果等を見据えた補助金の見直し、市民サービスに見合った負担の公平性を念頭に置いた使用料、手数料の見直しなど、受益者負担の適正なあり方などについても積極的に取り組んでいく必要があると思われる、というふうに結論づけています。

結局、この監査委員の指摘は、私から見ると、要するに相当厳しい財政状況にあるから、勝浦市においても一層の行政改革を進めて、切るものはどんどん切れと。財源の足らざるところは、市民に対して適正化という名の使用料、手数料などを値上げして負担を増やせと。このことによって健全化を図る必要があるというふうに結んでいるというふうに思います。私は、必ずしもこの結論にくみしていません。

そういう中で、市当局は、これらを踏まえて、今後の勝浦市の平成19年度決算を踏まえまして、勝浦市のこれからをどうしようとしているのかということをお聞きしておきたいんです。それだけでは漠としているんで、改めてここでも言ってるけど、私も一般質問その他で財政問題を何回か繰り返し質問していたが、この監査委員が言う勝浦市財政健全化計画、平成17年10月につくられたこれはどういうことを言っているんだといえ、この平成17年段階がこのまま推移すれば、数年後には財政再建団体に転落することも現実としてとらえなければならない状況になっておりますというふうに初めの言葉で言ってるし、財政健全化を行わない場合の財政収支見直しシミュレーションによれば、平成22年度末には累積赤字が標準財政規模の20%、本市の場合、約9億円を超えるまでに至って、この時点では標準財政規模は45億円だと思うのですが、財政再建団体へ転落する可能性が出てきていると、こういうふうに見通しをシミュレーションで出す。だから大変だから、職員はどんどん削り、上げるものは手数料、その他を上げて、スリムになってというふうに進めてきていると思うんだが、それがこの勝浦市財政健全化計画の方向であり、行政改革の2005に示されたいろんな削減計画だと思う。

私は、それだけで進んでいいのかというふうに思うんです。そのところが分かれ目でありまして、その監査報告でも改めて並べてみると、カツオまつり、外来船誘致、ビッグひな祭り、いんべやあフェスタ、いろんなイベントがやられています。そのことも否定するものではありませんが、積極策、消極策というふうに分けた場合に、経費節減、それは無駄を省くのは結構ですよ、大事です。あるいは人員減らすとか、手数料上げるとか、そういうのは私は消極策だと思うのです。積極策は何かといったら、市税をどう確保していくか、景気を浮揚させてどう確保していく

かということだと思っんです。

そういう点で、平成18年度決算の決算委員会に資料要求によって出された資料を私は絶えず離さずに持っているんだが、歳入の内訳、平成9年度から18年度までの各区分別の歳入がのってるんだが、平成9年度の決算額で市税が28億6,586万9,000円、歳入に占める市税の割合が34.4%でした。ところが、これは平成9年度ですから、今度、平成18年度、つまり約10年後ですね。これを見ると、市税が21億4,171万7,000円、総収入の中で歳入に占める割合が28.5%です。そうすると、3分の1よりちょっと以上が市税で占めていたものが、28.5%ですから、かなり市税の占める率合が、構成比からいってももちろん減ってるんだが、28億6,500万円対21億4,100万円ですから7億2,000万円ほど市税が減収していると。間は抜きますよ。間はいろいろ上がったりがったりあるんですけど、こういうふうになってきているわけですね。だから、この辺のところをいかに市民の消費だとか、イベントと商工業者の歳入をどう結びつけていって、四季型というか通年の市民の収入をどう増やしていくかという施策展開を、つまりまちづくりですね。今、NPO、農業団体、漁業団体、商工業の団体、その他いろんな団体を含めて、若い人たちもいかにまちを活性化するか、まちづくりをやっていこうかというのが、そっちこっちで任意の研究会みたいなのが出てきているのは、私、承知しています。その中の1つに私も加わらせていただいておりますが、その辺の積極策をどうこれからやろうとしているのか。そんなこと言ったって、それは国のやることであって、こんな小さい勝浦市の自治体が幾ら努力したって、そんなことはできないよと言ってしまえば、それまでです。

そういう中でも、市長が唱えている西東京市との提携とか、あるいは各種のイベントを打っている話とか、それらを起爆剤として、これからどう収入に結びつけていくのかというところの施策展開が必要だろうと思うのです。

そういう観点から、私は今度の平成19年度の決算を見てみると、なぜ平成19年度であえてそのことを言うか言うと、一般質問でも言ったように、基本構想に基づく基本計画があり、基本計画に基づく前期と後期の総合計画があり、それが一応、平成22年度で終わろうとしているときに、ここで改めて積極策としてそういう問題提起を市民に打ち出して、ともに勝浦市の発展を図っていくということが、ぜひ今の時点でとりわけ必要だろうというふうに思うんだが、その点について、この決算を踏まえてどういうふうに思っておられるのか、お尋ねをします。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 確かに3割自治と言われてきて久しい中で、既に3割が維持できないというのが現状であります。これは恐らく、全国的にも3割自治というのは同じ状態であったと。勝浦市の特徴として、市税は景気が悪くてもよくてもそう大きな伸び縮みがなかったというのが特徴であるというふうにも聞いております。

しかし、現実にはここは右肩下がりで減ってきております。その原因は何か。私は、日本の税制が昭和25年にシャープ勧告で申告制度になって以後、納税義務者の申告によって事業主等の税金が算定されてきた。そういうことを考えてきますと、制度的にどうなのかという思いもいたします。それと同時に、これだけ下がってきて、また現在の経済的な不況の状況の中から考えれば、日本を襲ってくる経済不況は、さらにアメリカの大手証券会社が倒産したというような状況、サブプライムローンの影響もあって、さらに厳しさを増していく。そして物価の高騰もあるでしょう。

そういう中で、私たち行政がどう取り組んでいくか。これは正直、国民の皆さん、あるいは市民の皆さんに、我々は納税の義務者であり、その納税によって地域の基礎が、基本が維持されているんだという認識をぜひ持っていただきたい。そして、適正な申告に努めていただくことは無論のこと、我々はそれに対する滞納処理というようなことも考えていかなければならない。少なくとも現在行われている政策的なものは、現状を守るという消極的な政策になっているかも知れませんが、そういう意味で今度は我々が日本の国は何によって守られているんだ。勝浦市の発展の基礎は何だということを市民の皆さんにも訴え、ぜひ納税の義務を考えていただいて、納税に協力していただく。それに対する我々の積極的なPR、あるいは納税に対する市民との協議、協力というものは、現在、窓口だけの問題でなくて、もっともっと市民の各階層の中に入っていって納税を進めていく、そういうことに徹していかなければ、決して伸びないのではないかと、そういうふうに考えます。

したがって、今の状況でいるならば、だんだんだんだんとじり貧にならざるを得ない。そういう意味で、この歯どめとして、今申し上げた積極的な職員の活動を考えていかなければいけない、そう考えております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 言っていることはわかるんですが、そこでどういうふうに積極策として、そういうのを踏まえながら打ち出していくのかという点が必要だろう。いろんな施策を展開しながら、市の活性化をどう図っていくのかというのは、これから本当に必要性を帯びてくるということを強調しておきたい。ここでそれをやりとりしてもあれなんで、この程度にとどめておきます。

ただ、もう一つお聞きしておきたいのは、監査委員の指摘事項の中で、長期債務の累増が一つ危険信号だと、こういうふうに言ってるんだが、それは執行部としてはどう見るのか。さっきあった決算審査の資料の平成18年度までの流れを見ると、例えば地方債を見ましても、平成18年度で87億600万円ですね。平成9年度は76億円あったわけですから、11億円ぐらい10年前から増えているんだが、しかし、微増しているけれども、監査委員会で指摘するような長期債務の累増が今後の市税の収入の低迷、歳入の低迷と、この2つが今後、重要課題になってくるよと言ってるんだが、その辺の指摘はどう見るのか。債務の一番大きいのは地方債だと思うんですけど、その辺の見通しについて1つは伺いたい。そのくらいでいいと思います。決算委員会でやりますので。

もう一つ、水道事業会計なんですけど、本当は監査委員に聞けばいいんですけど、これも決算審査意見書の結びの9ページの下のほうで、執行部も当然読んでもと思うから水道課長から答弁いただきたいと思います。下から10行目ぐらい。今年度の有収水量1立方メートル当たりの供給単価は給水原価に比べて36円73銭上回った。それでもって1億697万6,176円の純利益となった。前年度純利益と比較すると332万7,110円の減少であって、前年度繰越利益剰余金6,574万2,872円、当年度未処分利益剰余金1億7,271万9,048円が計上されていると、こう言ってるんだが、この前段で言っている1立米当たりの供給単価と給水原価の比較で、供給単価に対して給水原価が36円73銭上回ったと。これはどういうことを言っているのか。それで純利益がこうなったんだけど、比較して減少しちゃったと。この辺のところは何を意味しているのか、解説をお願いしたい。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。最初に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） それでは、私のほうから地方債の見通しについてお答えをさせていただきます。

きます。議員ご指摘のとおり、平成18年度の償還額が8億7,773万6,000円、平成19年度の当初予算の公債費の額が9億6,233万5,000円ということで、確かに地方債については増えております。

この原因ですけれども、平成20年度につきましては臨時財政対策債、平成15年度に借りたものの額が大きかったもので、これらの償還が始まっておりますので、増えてきております。また、バブル期に借りました金利の高い償還が現在続いておりまして、平成20年度が一応、ピークと見込んでおります。それがこれから先、借りる地方債によっても変動はしますが、平成20、21、22年くらいがちょうどピーク時期を迎えておりまして、それを過ぎますと金利の高いものが返し終わりますので、地方債の償還につきましては今後下がっていくものというふうに見込んでおります。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。監査委員の結びの部分の給水原価、供給単価の関係でございますが、この数値につきましては、平成19年度は供給単価317円95銭、給水原価が281円22銭、これによりまして結果として供給単価が36円73銭の増ということで、資金回収率がプラス方向に生じているところですが、結果としまして、平成19年度決算におけます当年度純利益は、記述されていますように、1億697万6,176円となっているところでございます。前年度の純利益と比較しますと、約330万円減少しているところを記述していると考えております。

最後の繰越利益剰余金約6,500万円と、加えて当年度末処分利益剰余金が1億7,271万9,048円になったということにつきましては、平成19年度決算におきます損益計算上の結果でございます。

以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 水道のほうで聞くけれども、要するに供給単価が給水原価を36円73銭上回って1億697万6,176円の純利益となったと。しかし、前年度の純利益と比較すると332万7,110円の減少となっているよというふうに言ってるんだよね。だから、監査委員は何を言いたいんだと私は思っています。平成18年度と比較してどうだったのか。給水原価と供給単価の差が、要するにもうけの幅が、言ってみれば36円73銭だったんだと。前年度と比べると利益は減っちゃっていると。これは何を言わんとしているのか、私、わからないんです。執行部はどういうことを言ってるんだかわかっていると思うんだけど、もう一度その辺。

こういうふうに幅があって、前年度より少なかったのは売り上げが少なかったということなのか、そういうことを言わんとしているのか。それだったら、そのようにここに一言あっていいと思うんだが、1立方メートル当たり36円73銭のさやがあったんだけれども、利益がこれだけ出たけど、前年に比べて少なかったというのは、なぜなのか、そこをお聞きしたい。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。岩瀬水道課長。

○水道課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。供給単価と給水原価の関係につきましては、損益計算上の利益に直結いたしますから、その差額につきましては最終的な剰余金に影響が出てまいります。結びのところで記述されておりますように、平成19年度決算につきましては、単価差が36円73銭で供給単価が上回っているということに対しまして、平成18年度決算ではこの差が36円35銭ということで、平成18年度におきましても、供給単価が上回っておりますが、上回っている率につきましては、平成19年度が若干上昇している。しかしながら、当年度最終結論の純利益につきましては、平成18年度と比べて収入率と申しますか、利益率が平成19年度は総体的に低か

ったということを言っているのではないかというふうに考えます。

平成19年度の水道料金につきましては、近年の需要の減少傾向からしますと、平成18年度とほぼ同じ数値を示しておりますが、事業費用が修繕料等によりまして、昨年度、平成18年度よりも増加した関係から、この損益計算上、収益の減少という結果にあらわれているものだというふうに考えます。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第60号ないし議案第64号 決算認定につきましては、9人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置いたしまして、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、本案につきましては9人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置いたしまして、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、勝浦市議会委員会条例第5条第1項の規定により、岩瀬洋男議員、忍足邦昭議員、黒川民雄議員、児安利之議員、末吉定夫議員、土屋 元議員、中村一夫議員、根本 譲議員、八代一雄議員、以上9人の議員を指名いたします。

なお、本案につきましては、会期との関係から閉会中の継続審査に付するとともに、地方自治法第98条の検査権を付与したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、本案につきましては、閉会中の継続審査に付するとともに、地方自治法第98条の検査権を付与することに決しました。

請願・陳情の委員会付託

○議長（水野正美君） 日程第2、請願・陳情の委員会付託であります。

今期定例会において受理した請願、陳情は、お手元へ配布の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたから、ご報告いたします。

休 会 の 件

○議長（水野正美君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月17日から9月23日までの7日間、委員会審査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、9月17日から9月23日までの7日間、休会することに決しました。

散 会

○議長（水野正美君） 9月24日は午後1時から会議を開きますので、ご参集をお願いします。
なお、各委員会は会期日程表に基づきまして付託事件の審査をお願いいたします。
本日はこれをもって散会いたします。

午後零時00分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第51号～議案第64号の上程・質疑・委員会付託
1. 請願第2号～請願第3号、陳情第6号の委員会付託
1. 休会の件